

# 諸 外 国 の 王 位 継 承 制 度

## — 各国の憲法規定を中心に —

山 田 邦 夫

### 目 次

概 観	8	デンマーク
(付表) 世界の君主制一覧	9	スウェーデン
1 英 国	10	ノルウェー
2 スペイン	11	タ イ
3 オランダ	12	カンボジア
4 ベルギー	13	ネパール
5 ルクセンブルク	14	ブータン
6 リヒテンシュタイン	15	サウジアラビア
7 モナコ	16	ヨルダン

### 概 観

現在、世界各国のうち29か国が世襲の君主を有している。このほか、カナダ、オーストラリアなど英連邦構成国である15か国が、英国王を元首としている（付表を参照）。

王位継承は、いうまでもなくどの国においても、世襲制を基礎としているが、その態様は一様ではない。多くの国では、王の直系卑属が年長者優先で王位継承権を有することを原則とするが、アジアや中東では王の意思によって継承者が決められることも多く、必ずしもこの原則が貫徹されるとは限らない。また王位継承者には、宗教上の制約や結婚に関する特別の規則が

設けられる場合があり、とくにヨーロッパでは、これらに違反した者やその子孫が継承権を失うといったルールが憲法等に明文化されている例が多い。

女性の王位継承資格については、これを認めない国、男子を女子に優先させる国、および男子と同等に認める国に分けることができる。君主を有する29か国のうち、憲法規定などにより女性君主の存在を認めているのはヨーロッパを中心とする12か国である。

ヨーロッパにおいては、英国とスペインが古くから王室の女子に王位継承権を認めていた。他の多くのヨーロッパ君主国では男子のみが王位を占めていたが<sup>(1)</sup>、約100年前にオランダと

(1) ヨーロッパで女性の王位継承が長く認められなかったのは、中世初期に成立しゲルマン的要素を強く示す「サリカ法典」の影響であるといわれる。サリカ法典はフランク王国において6世紀初期に編纂され、その第59章は女子への土地相続を排除する規定であったが、これが英仏百年戦争（1337-1453）の時代に、女子の王位継承権を否定する論拠となった。久保正幡編訳『サリカ法典』（西洋法制史料叢書 2）創文社、1977、pp.226-228、および勝田有恒ほか『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004、pp.65-69を参照。

(付表) 世界の君主制一覧

国名	継承*	国名	継承*
● アジア		● アフリカ	
・日本**	1	・スワジランド	1
・カンボジア	1	・レソト	1
・タイ	3	● オセアニア	
・ネパール	1	・サモア	1
・ブータン	2	・トンガ	2
・ブルネイ	1		
・マレーシア***	1		
● ヨーロッパ		(英連邦諸国)	
・英国	2	● 北米	
・オランダ	3	・カナダ	2
・スウェーデン	3	● 中南米	
・スペイン	2	・アンティグア・バーブーダ	2
・デンマーク	2	・グレナダ	2
・ノルウェー	3	・ジャマイカ	2
・ベルギー	3	・セントクリストファー・ネビス	2
・モナコ	2	・セントビンセント・グレナディーン	2
・リヒテンシュタイン	1	・セントルシア	2
・ルクセンブルク	2	・バハマ	2
● 中東		・バルバドス	2
・アラブ首長国連邦****	1	・ベリーズ	2
・オマーン	1	● オセアニア	
・カタール	1	・オーストラリア	2
・クウェート	1	・ソロモン諸島	2
・サウジアラビア	1	・ツバル	2
・バーレーン	1	・ニュージーランド	2
・モロッコ	1	・パプアニューギニア	2
・ヨルダン	1		

\* 「継承」欄は、男子にのみ継承権を認める国を「1」、女子にも継承権を明確に認める国を「2」、そのうち男女で優先順位をつけない国を「3」で示した。

\*\* 現行憲法下の日本を君主制とみることは異論も存在するが、野中俊彦ほか『憲法I 第3版』有斐閣、2001、pp.106-107などでは、民主主義が浸透した現代において、君主制か共和制かという区別を行うこと自体の実益が疑問視されている。

\*\*\* マレーシアの国王は、9州のスルタンのなかから5年の任期で互選される。

\*\*\*\* アラブ首長国連邦においては、7首長により元首(=大統領)が互選される。

※「世界の王室マップ」『東京新聞』1993.6.6；東京書籍編集部編『最新世界各国要覧 11訂版』東京書籍、2003；『天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料』(衆憲資第36号)衆議院憲法調査会事務局、2004を参考に作成。

ルクセンブルクが、1953年にはデンマークが、  
各々男子の継承者が存在しなかったことから、  
女子が君主の地位につくことを認めるようになった。  
ただし以上は、男子がいなかった場合にのみ  
女子が継承するという制度であった。

1979年、スウェーデンが男女を問わず第一子  
優先で継承権を認めるようになった。その後、  
オランダ、ノルウェー、ベルギーがこれに続い  
た。英国、スペイン、デンマークでも、王位継  
承権の男女平等化が議論されている。現在、ヨー  
ロッパの君主国で男子限定の継承制度を維持し  
ているのは、リヒテンシュタインのみである。

アジアでは多くの場合、女性の君主は認めら  
れていないが、タイは1974年の憲法改正により、  
初めて女子の王位継承権を認めた。ブータンは  
目下、初めての成文憲法を制定しようとしてい  
るが、最近発表された草案には、女子が王位を  
継承できるとする規定が盛り込まれている。中  
東のイスラム国家では、伝統的に男子にのみ王  
位継承権が与えられるが、必ずしも王の長男が  
王位につくとは限らない。

王位継承権者の範囲については、ヨーロッパ  
では、現国王の直系卑属と兄弟姉妹までなどと、  
かなり限定している場合が多い。ただし後継者  
が絶えた場合に、最も親等の近い傍系などに継  
がせることを排除するものではない。オランダ  
やデンマークを例に挙げると、「王室」と「王  
族」とを区分し、「王室」が絶えた場合にはよ  
り広く「王族」中の傍系から後継者を得るとい

う考え方がみられる。スペインやベルギーなど  
のように、後継者を欠く場合の新しい君主の選  
定にあたっては、議会の承認など民主的手続を  
要件としている例もみられる。

## 1 英国

英国においては、王位は王の直系の子孫に、  
長子相続および代襲相続の順序にしたがい、男  
子優先で継承される。直系の子孫がない場合  
には、王位は最も近い傍系に継承される。

英国は成文憲法を有せず、また、王位継承の  
原則を体系的に明文化した制定法もない<sup>(2)</sup>。上  
記の王位継承方法は、土地相続に関する封建時  
代以来のコモン・ロー（慣習法）のルールに従っ  
たものである。このルールのもとでは、もっぱ  
ら男子が法定推定相続人<sup>(3)</sup> であって、女子が  
王位継承者であるときには、その女子は推定相  
続人<sup>(4)</sup> であるにすぎないとされる。しかし、  
女子が王位を継承した場合は、王位はその子孫  
に受け継がれるのであって、男子優先の制度で  
はあっても、男系に限定するという原則はとっ  
ていない。

慣習法は議会制定法によって破られる。議会  
主権が確立したとされる名誉革命以降、王位継  
承は議会によって二度変更された。一度目は、  
ステュアート王家に後継がないことから制定  
された1701年王位継承法によるもので、これは  
世襲による王位継承順位を破るものであった。

(2) 英国においては憲法は、重要な法律、判例、慣習法等から成り立つ。1689年権利章典や1701年王位継承法も、  
こうした法律として位置づけられている。本節の記述は、主に次の文献に拠った。

• Lord Hailsham of St. Marylebone ed., *Halsbury's laws of England*. Vol.8(2), 4th ed (reissue).

London: Butterworths, 1996, pp.43-48.

• Lord Mackay of Clashfern ed., *Halsbury's laws of England*. Vol. 12(1), 4th ed (reissue). London:

Butterworths, 1998, pp.3-20.

• ヴァーノン・ボグダナー（小室輝久ほか訳）『英国の立憲君主政』 木鐸社，2003，pp.52-71.

(3) 法定推定相続人 (heir apparent) とは、被相続人より長く生きれば相続人となることが確実な者をいう（田中  
英夫編『英米法辞典』東京大学出版会，1991，p.405）。

(4) 推定相続人 (heir(ess) presumptive) は、特定の時点で被相続人が死亡すれば heir (法定相続人) となるが、将  
来相続順位がより先の者が生まれると相続権を奪われる（同上，p.406）。

二度目は1936年退位宣言法によるもので、エドワード 8 世王（在位1936.1-12）の「王冠を賭けた恋」に起因する退位に効力を与えるためのものであった。王の自由意思による退位は前例がなく、制定法上の規定もなかったために立法が必要とされた<sup>(5)</sup>。

これら 2 つの法律は、現在の英国王室の王統を規定するものである。1701年王位継承法により、王位は、ジェームズ 1 世王（在位1603-1625）の孫娘ハノーヴァー選帝侯妃ソフィアおよびその新教徒たる直系の子孫が継承することとなっている。ただし、1936年退位宣言法により、エドワード 8 世王とその子孫は王位の継承から排除されている。

王位を継承する者は新教徒でなければならず、旧教徒と結婚してはならない。これに反した者は、王位継承権を剥奪される<sup>(6)</sup>。この要件は1689年の権利章典に初めて明記され、ついで1701年王位継承法において規定された。1910年王位継承宣言法は、これらの規定を受けて、国王は、王位継承にあたり自らが「敬虔な新教徒」であることを宣言しなければならないと定めている。

王族の結婚についてはさらに、1772年王族婚姻法による拘束がある。同法によれば、王以外の王族が有効な結婚を行うには、王の許可を必要とする。ただし25歳を過ぎている者は、結婚の意思を枢密院に伝え、その後12か月以内に議会の両院が反対しなければ、結婚は有効となる。これらに違反して結婚した者は王位継承権は保持するものの、結婚自体は無効となる。

「王族」については、法的には確たる定義がない。英国においては、国王の配偶者、長男といった具体的な身分関係に応じ、または王の特許状等による個々の特権付与行為により、各人それぞれにその具体的地位が定められているようである。王室の公式ホームページには<sup>(7)</sup>、「the Royal Family」として、現在のエリザベス 2 世女王（1952年即位）とその夫君であるフィリップ殿下、チャールズ皇太子（1948年生）をはじめとする女王夫妻の子息と各々の配偶者、および女王のいとこと各々の配偶者が挙げられている。なお、チャールズ皇太子には、1997年にパリで不慮の事故死を遂げたダイアナ元妃との間に、ウィリアムズ王子（1982年生）とヘンリー王子（1984年生）がいる。

王位継承権を男女平等にという声は以前からある。最近では、2004年12月に労働党のダブズ貴族院議員が、男子優先の王位継承制度と旧教徒との婚姻の禁止とを廃する法案を提出した（ただし新教徒要件は排除していない）。しかし2005年1月の貴族院審議において、ファルコナー大法官（貴族院議長）が現状維持を主張し、将来の改革を排除するものではないとしながらも、かりにこの法案が貴族院を通過すれば庶民院議員には反対するよう促すとしたため、ダブズ議員は法案を撤回した<sup>(8)</sup>。

#### ○関係条文

##### 王位継承法〔1701年〕<sup>(9)</sup>

〔1〕 …ジェームズ 1 世の王女、故ボヘミア女王の至尊なるエリザベス王女殿下の王女にあ

(5) なお、1931年ウェストミンスター法前文によれば、王位継承を変更する場合は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど英国王を元首とする英連邦諸国の同意を得ることが必要となる。

(6) 1978年にはマイケル・オヴ・ケント王子が、1988年にはセント・アンドルーズ伯爵が、各々旧教徒と結婚したことで継承権を喪失した。

(7) *The official website of the British Monarchy* <<http://www.royal.gov.uk>>

(8) "No to Royal succession shake-up." *BBC News*, 14 Jan. 2005 <[http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk\\_politics/4175509.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/4175509.stm)>

(9) 次の文献における訳文を用いた。元山健解説・訳「イギリス連合王国」樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集 第4版』三省堂, 2001, p.30.

たり、ハノーバー選挙侯兼公爵の未亡人である至尊なるソフィア王女殿下が、陛下およびデンマークのアン女公殿下<sup>(10)</sup>ののち、同公女および陛下にそれぞれご子孫のない場合には、前記のイングランド〔等〕の帝冠および帝位を新教徒の系統により次に継承すべき者とし、ここにその旨宣言する。…

〔2〕 前記の王位につくべき者またはこれを継承しうる者で、ローマ教皇庁またはローマ教会と和解し、もしくは霊的交渉を有する者、旧教の信仰を告白する者、または旧教徒と結婚するいかなる者もすべて、このような場合について前記に復唱された制定法〔権利章典〕が規定し、制定し、確立している能力を剥奪されるものとする。…（以下略）

#### 1772年王室婚姻法<sup>(11)</sup>

〔1〕 …故ジョージ2世王陛下の子孫は、他国の家に嫁した、または今後嫁す王女の子孫を除いては、男女を問わず、国璽の下に署名され枢密院で宣言された、陛下<sup>(12)</sup>またはその継承者の事前の同意なくして婚姻をなしてはならない。（中略）…右の者が、まず右の同意を得ることなくした婚姻または婚約は、いかなる利害および企図に対しても無効である。

2 故ジョージ2世王陛下の子孫で25歳を過ぎた者が、王またはその継承者が同意せず、または異議を唱えた婚姻をなす意思を堅持する場合は、右の者は、枢密院に通知し、（中略）…通知後12か月が終了した後はいつでも右の婚姻をなすことができ、先に上申し却下された婚姻は、陛下またはその継承者の事前の同意

がなくとも、正式に執り行うことができる。右の婚姻は、上記の12か月が終了する以前に、議会の両院がこれに対する不承認を明示的に宣言しない限り、この法律の規定にもかかわらず、有効である。

#### 1910年王位継承宣言法<sup>(13)</sup>

1 （王位継承宣言の形式の変更） 権利章典第1節および王位継承法第2節に規定する、君主が行い、署名し、かつ聞き取れるように復唱する宣言については、上記の両規定におけるものに代えて、この法律の別表に示すとおりとする。

**別表** 私、某は、神の前に厳粛かつ誠実に、私が敬虔な新教徒であること、および、わが王国の王位が新教徒により継承されることを確保する諸法令の正しい法意にしたがって、当該諸法令を、法にしたがい私の最善を尽くして擁護し維持することを明言し、断言し、かつ宣言する。

#### 1936年退位宣言法<sup>(14)</sup>

1 （陛下の退位宣言の効果）

(1) （略）

(2) 陛下、陛下の子および陛下の子の子孫は、陛下の退位の後は、王位継承に関し、またはこれに対して、いかなる権利、資格および利害をも有せず、王位継承法第1節の規定もかくのごとく解釈される。

(3) 1772年王室婚姻法の規定は、陛下の退位の後は、陛下、陛下の子および陛下の子の子孫に対して適用されない。

(10) 「陛下」とはウィリアム3世王（在位1689-1702）、「アン女公殿下」とはステュアート朝最後の君主となるアン女王（在位1702-1714）を指す。

(11) 次の文献におけるテキストより和訳した。Daniel Cuzner ed., *Halsbury's Statutes of England and Wales*. Vol. 10, 4th ed (reissue). London: Butterworths, 2001, p.73.

(12) 「陛下」とはジョージ3世王（在位1760-1820）を指す。

(13) Cuzner, *op.cit.*, pp.108-109より和訳した。

(14) 同上, p.119.

## 2 スペイン

スペインにおける王位継承方法は1978年の憲法に規定されている。それによれば、王位継承は長子相続および代襲相続の正規の順序に従う。また最近親等が優先し、同親等内では男子が女子に優先し、同性の間では年長者が優先する。

こうした王位継承方法は、古くから続くスペインの伝統に沿ったものである。女子の王位継承については、ブルボン王朝成立以後一時期認められていなかったが、1812年のカディス憲法が再びこれを認めた。フランコ時代の「国家元首継承法」では女子の継承権は認められず、現行憲法の制定過程における議論の結果、伝統に基礎を置く男子優先の規定が、憲法第14条の法の下における平等原則の例外として置かれることになった。なお、王位継承者は、王および議会による禁止に違反して結婚すれば、継承権を奪われる。

スペインは1931年に共和制に移行したが、その後の内戦、フランコ政権の時期を経て、1975年にフランコの死去とともに王家が復活した。現在の王は、1975年11月に即位したホアン・カルロス1世王である。王には、長女のエレナ王女(1963年生)、次女のクリスティーナ王女(1965年生)、長男のフェリーペ皇太子(1968年生)がいる。皇太子は2004年5月に結婚したが、相手のレティシア妃は離婚歴のある人気テレビキャスターだったので話題となった。

スペインでも王位継承の男子優先制を見直す動きがある。2004年4月に政権についたサパテロ首相は、一連の性差別改革のなかで、王位継承権を男女平等とする憲法改正を公約した。ただしこの制度変更がなされても、フェリーペ皇

太子の継承権に影響を及ぼすものではなく、その子どもから適用されるという<sup>(15)</sup>。

2005年5月にレティシア皇太子妃の妊娠が報道されると、憲法改正問題がにわかに現実味を帯びてきた。11月誕生予定の第一子の性別によっては、「スペイン憲法と性差別に対するEU指令との間に、やっかいな問題が生じかねない」とみる向きもある<sup>(16)</sup>。

### ○関係条文

#### スペイン憲法<sup>(17)</sup>

##### 第57条

- 1 スペイン王位は、歴史的王朝の正当な継承者であるブルボン家ドン・ホアン・カルロス1世陛下の後継者が、これを世襲する。王位継承は、長子相続および代襲相続の規則に従い、常に長系が他の家系に優先する。また、同一家系内では、最近親等が他の親等に、同一親等内では、男子が女子に、同性間では、年長者が年少者に、それぞれ優先する。
- 2 皇太子は、出生の時より、または任命の事実が発生した時より、アストリアス皇子の称号、およびその他スペイン国王の継承者が伝統的に保持する称号を有する。
- 3 法律で定めるすべての家系が消滅したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、国会が王位継承者を任命する。
- 4 王位継承権を有する者が、国王および国会の明示的禁止に違反して婚姻をなしたときは、本人およびその子孫は、王位継承権を剥奪される。
- 5 退位、譲位および王位継承に関する、事実上または法律上の疑義については、組織法により、これを解決する。

(15) "Gay marriage rights lead Spanish PMs drive for sexual equality." *The Guardian*, Apr. 16, 2004.

(16) "Spanish succession." *Financial Times*, May 11, 2005.

(17) 次の文献における訳文を用いた。百地章解説・訳「スペイン」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第3版』有信堂高文社, 2005, p.201.

### 3 オランダ

オランダにおいては、王位は、初代国王でオラニエ・ナッソウ家のウィレム1世王(在位1813-1840)の嫡出の子孫に、男女の区別なく年長者優先で継承される。従来の男子優先の原則は、1983年の憲法改正により削除され、継承権において男女は平等になった。憲法の規定により、王または王位継承者が議会の承認を得ないで結婚したときは、王位または王位継承権を喪失する。

オランダでは1890年以来、女王が続いている。現在の王は、1980年4月に即位したベアトリクス女王である。女王夫妻には、ウィレム・アレクサンデル皇太子(1967年生)、フリッソー王子(1968年生)およびコンスタンティン王子(1969年生)の3人の男子がいる。皇太子は2002年2月にマキシマ妃と結婚した。しかし妃の父親がアルゼンチン軍事政権時代の閣僚であったため、結婚には批判的な声もあったが、最終的には議会の承認が得られた。

王族については、王室の英文公式ホームページによれば<sup>(18)</sup>、オラニエ・ナッソウ家=「the royal family」(王族)と、「the Royal House」(王室)の成員とは区別される。王室の成員は、1985年王室成員資格法により、1)君主(王または女王)、2)退位した君主、3)王位継承の系統に属する王族、および4)以上の配偶者に限定される。さらに2002年には、同法の改正により、(2002年時点での王室の成員は別として)君主の二親等以内の者に王室の成員が限定された<sup>(19)</sup>。

王室の成員は、1)オランダ国籍を喪失した

とき、2)勅令によって「離脱」が認められたとき、または3)議会の承認なく婚姻したときには、その資格を失う。女王の次男フリッソー王子は2003年6月に婚約発表したが、バルケネンデ首相が婚約者の過去に疑義があるとして結婚承認法案を議会に提出することを拒否したため、王子は第2位の王位継承権を放棄して2004年4月に結婚した。したがってフリッソー王子は現在、「王族」ではあっても「王室」の成員ではない。

#### ○関係条文

##### オランダ王国憲法<sup>(20)</sup>

**第24条** 王位は世襲であり、かつ、オラニエ・ナッソウ公ウィレム1世の嫡出の子孫に付与される。

**第25条** 王の死去と同時に、王位は、世襲により、年長者優先で、王の嫡出の子孫に継承され、王より先に死去した王の子孫の子による王位継承の場合にも、同じ規則が支配する。王に子孫がないときは、王位の資格は、同様の方法により、王の親の、王位継承の系統にある嫡出の子孫に、それがなくなるときは王の祖父母の、王位継承の系統にある嫡出の子孫に継承される。ただし、死去した王から三親等を超える者に継承することはできない。

**第26条** 世襲による王位継承の目的のため、王が死去したときに胎内にある子は、すでに生まれたものとみなされる。死産の場合には、その子は、存在しなかったものとみなされる。

**第27条** 王が退位したときは、世襲による王位継承は、前三条に規定する規則に従って行われる。退位後に生まれた子およびその子

(18) *Dutch Royal House* <<http://www.koninklijkhuis.nl/english/index.jsp>>

(19) 吉田信「オランダの憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』(調査資料2002-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2002, pp.35, 48-49.

(20) 次の文献における英文テキストより和訳した。Constantijn A.J.M.Kortmann and Paul P.T.Bovend'Eert, *Dutch constitutional law*. The Hague: Kluwer Law International, 2000, pp.193-194.

孫は、世襲による王位継承から排除される。

#### 第28条

- 1 王は、制定法による承認を得ないで婚姻したときは、退位したものとみなされる。
- 2 制定法による承認を得ないで婚姻した王位継承の系統にある者は、その婚姻により生まれた子およびその子孫とともに、世襲による王位継承から排除される。
- 3 議会両院は、前二項の承認を与える法案を審議し、議決するため、合同会議を行う。

#### 第29条

- 1 例外的な事態により必要が生じたときは、制定法により、王位継承の系統にある者を世襲による王位継承から排除することができる。
- 2 前項に係る法案は、王またはその代理人により発議される。議会両院は、当該法案を合同会議において審議し、議決する。当該法案は、投票総数の少なくとも3分の2の賛成が得られたときのみ可決される。

#### 第30条

- 1 王位継承者が他にいないとみなされるときは、制定法によりこれを指名することができる。当該法案は、王またはその代理人により発議され、これにより両院は解散される。新たに召集された両院は、合同会議において当該法案を審議し、議決する。当該法案は、投票総数の少なくとも3分の2の賛成が得られたときのみ可決される。
- 2 王の死去または退位のときに王位継承者がいない場合は、両院は解散される。新たに召集された両院は、王の死去または退位後4か月以内に、王の指名を議決するため合同会議を行う。王位継承者は、投票総数の少なくとも3分の2の賛成が得られたときのみ指名することができる。

#### 第31条

- 1 指名された王は、世襲による王位継承の

方法により、嫡出の子孫にのみ王位を継承することができる。

- 2 世襲による王位継承に関する諸規定および前項の規定は、指名された王位継承者が即位する以前にも、これに対して準用する。

#### 4 ベルギー

ベルギーにおいては、王位は、初代レオポルド1世王（在位1831-1865）の嫡出の子孫に、男女の区別なく年長者優先で継承される。

1831年に制定されたベルギー憲法は、王位継承について、長子相続順に男子から男子へ継承され、女子およびその子孫による継承は常に排除されると規定していた。しかし、1991年の憲法改正により、男系・男子限定の原則が改められ、男女にかかわらず長子相続に従って王位が継承されることとなった。憲法改正案の審議の際、マルテンス首相は、継承のルールを社会の発展と男女の平等を保障する国際法に適応させることが憲法改正の目的であると述べた。

現在の王は、子どもがいなかったボードワン王の弟で、1993年8月に即位したアルベール2世王である。アルベール2世王には、長男フィリップ皇太子（1960年生）、長女アストリッド王女（1962年生）、次男ローラン王子（1963年生）がいる。皇太子は、1999年12月にマチルド妃と結婚したが、同国では初めて国内出身の皇太子妃が誕生したということで話題を呼んだ。皇太子夫妻にはエリザベート王女（2001年生）とガブリエル王子（2003年生）がいる。

王族の範囲に関しては1991年、勅令により、「prince」または「princesse」の称号はアルベール2世の直系子孫にのみ認められることとなった。初代レオポルド1世王の子孫のうちその他の者は、たとえば「リエージュ公」「ブラバン公」といった「名誉」称号が与えられるものの、法の規定によりいかなる特別の保護にも浴さな

(21) Francis Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, Bruxelles: Bruylant, 2000, pp.407-409.



いこととなった<sup>(21)</sup>。したがって現在、ベルギーの王族は、アルベール2世王、その子・孫および各々の配偶者に限られるということになる。

#### ○関係条文

#### ベルギー国憲法<sup>(22)</sup>

#### 第85条

- 1 国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コブール陛下の直系、実系および嫡出の子孫において、長を先に、これを継承する。
- 2 国王または、これを欠くとき、憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者の同意なくして婚姻をした1項の子孫は、王位継承権を失う。
- 3 ただし、国王または、これを欠くとき、憲法に定められた国王の権限を行使している者により、この失権を回復されることができる。これには両議院の同意を必要とする。

#### 第86条

- 1 レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コブール陛下の子孫のないとき、国王は、第87条に定められた方法<sup>(23)</sup>でなされる両議院の同意を得て、その後継者を指名することができる。
- 2 上述の方法による指名のなされなかったとき、王位は空位となる。

## 5 ルクセンブルク

ルクセンブルクにおける大公位は、ナッソウ家の直系子孫に男子優先、年長者優先で継承される。

ルクセンブルクは1815年のウィーン会議の結果、大公国に昇格し、オラニエ・ナッソウ家のオランダ王ウィレム1世がルクセンブルク大公を兼ねた。1890年にオランダ王ウィレム3世が男子の後継者を残さずに死去したため、1783年のナッソウ家協約の規定に基づき、大公位はナッソウ・ヴァイルブルク家のアドルフ大公（在位1890-1905）に移り、ここにルクセンブルクはオランダとの同君関係を解消して独自の君主を有することとなった。このナッソウ家協約とは、君主位は直系男子に長子相続するものとし、女子を明確に排除するものであった<sup>(24)</sup>。しかし、ナッソウ・ヴァイルブルク家の第2代ウィレム4世大公（在位1905-1912）には女子しかいなかったことから、1907年大公室法により女子にも大公位継承を認めることとなった<sup>(25)</sup>。

3代、4代は女性大公が続いた。第二次世界大戦を乗り切った第4代シャルロット女大公（在位1919-1964）は、1964年に長男のジャン皇太子に大公位を譲って退位した。第5代ジャン大公（在位1964-2000）には、第一子のマリー・アストリッド王女（1954年生）、長男のアンリ皇太子（1955年生）をはじめ3男2女がいる。ジャン大公は2000年10月に退位し、長男が即位してアンリ大公となった。アンリ大公には4男1女がいる。

<sup>(22)</sup> 次の文献における訳文を用いた。武居一正解説・訳「ベルギー王国」阿部・畑 前掲書, p.424.

<sup>(23)</sup> 両院とも、審議には議員の3分の2の出席を要し、議決には投票の3分の2の賛成を要することを指す。

<sup>(24)</sup> 協約はさらに、両ナッソウ家のうち一方の家系に男子後継者がいなくなったときには、他方の家系の男子に継承されると規定していた。

<sup>(25)</sup> *The Grand Ducal family of Luxembourg*, Luxembourg: Service Information et Presse, Le Gouvernement du Grand-Duché de Luxembourg, 2002, pp.14-21, 92-93. <<http://www.gouvernement.lu/publications/download/grandducalfamily.pdf#search='luxembourg%20ducal%20family'>>

## ○関係条文

1868年10月17日のルクセンブルク大公国憲法<sup>(26)</sup>

**第3条** 大公位は、1783年6月30日の〔ナッソウ家〕協約、1815年6月9日のウィーン条約第71条および1867年5月11日のロンドン条約第1条の規定にしたがい、ナッソウ家が世襲する。

## 6 リヒテンシュタイン

リヒテンシュタインにおいては、公爵家の家憲により、公爵位は男子のみに継承されることが定められている。現在の公爵はハンス・アダム2世(1989年即位)だが、2004年8月15日、その地位に留まりながらも権限をアロイス皇太子(1968年生)に移譲した。

## ○関係条文

リヒテンシュタイン公爵家家憲<sup>(27)</sup>**第12条** (公爵位の継承)

1 公爵位は、この家憲の定めるところにより、長子相続の原則に従って継承される。すなわち、常に長子の系統において最初に生まれた男子が、公爵位を継承することが求められる。公爵家の系統における世代数は、リヒテンシュタイン公爵ヨハン1世(1760-1836)の系統を基準に算定される。公爵家における男子の順位は、継承権の順序に従う。この順位は公爵家記録簿に登録される。

2 (以下略)

## 7 モナコ

モナコにおいては、2002年に憲法を改正し、男子優先で女子にも公爵位継承権を認めた。1949年以来元首の地位にあったレーニエ3世公爵が、一人息子で独身のアルベール皇太子(1958年生)に後継者がいなくなった場合に備えて、娘の家系が継承できるように配慮したものである。モナコはフランスとの協定により、公爵位継承者が絶えたときは、主権がフランスに委譲されることとなっている。レーニエ3世公には、1982年に自動車事故で死去した元女優のグレース・ケリー妃との間に、アルベール皇太子のほか、カロリーヌ王女(1957年生)、ステファニー王女(1965年生)がいる。

2005年4月、レーニエ3世公が死去し、アルベール2世公が後を継いだ。

従来、華やかな話題には事欠かない姉妹に挟まれ、あまり目立たなかったアルベール2世公ではあったが、5月に、航空会社の客室乗務員だった女性との間に男の子がいるとの報道がなされて、世間を驚かせた。7月、アルベール2世公は公式に父親であることを認めた。しかし、正式の婚姻外の子どもであるために、将来の公爵位継承にはなんら影響がないとされている。ただし公爵家の莫大な財産に対する相続権は有するという<sup>(28)</sup>。

## ○関係条文

モナコ公国憲法<sup>(29)</sup>

<sup>(26)</sup> 次の文献における英文テキストより和訳した。Gisbert H. Flanz (trans.), *Grand Duchy of Luxembourg: Constitutions of the countries of the world*, Dobbs Ferry, NY: Oceana Publications, Inc., 1998, p.1.

<sup>(27)</sup> 公爵家公式ホームページ掲載の同家家憲英文テキスト (*Constitution of the Princely House of Liechtenstein* <<http://www.fuerstenhaus.li/hausgesetz.0.html?&Lang=en>>) より和訳した。

<sup>(28)</sup> "Albert admits fathering stewardess' child." *International Herald Tribune*, Jul. 7, 2005.

<sup>(29)</sup> 次の文献における英文テキストより和訳した。Inter-University Associates, Inc.(trans.), *Monaco: Constitutions of the countries of the world*, Dobbs Ferry, NY: Oceana Publications, Inc., 2004, p.2.

## 第10条

- 1 公爵位は、当代公爵の死去または退位と同時に、その直系かつ嫡出の子孫に、長子相続の順で、同じ親等のなかでは男子優先で継承される。
- 2 直系かつ嫡出の子孫を欠くときは、継承権は、当代公爵の兄弟姉妹およびその直系かつ嫡出の子孫に、長子相続の順で、同じ親等のなかでは男子優先で付与される。
- 3 前2項の規定にしたがい公爵位を継承すべき相続人が、継承の時点以前に死去または辞退したときは、継承権は当該相続人の直系かつ嫡出の子孫に、長子相続の順で、同じ親等のなかでは男子優先で移転される。
- 4 前3項の規定を適用しても公爵位が空位となるときは、継承権は、公爵評議会が摂政評議会の同意を得て推挙した傍系の子孫に付与される。公爵の権限は、一時的に摂政評議会により行使される。
- 5 公爵位の継承権は、継承の時点でモナコ国籍を有する者にのみ付与される。
- 6 本条の適用にあたっては、その詳細は、必要に応じ、勅令で定められた公爵家諸法規により決定される。

## 8 デンマーク

デンマーク憲法は、王位は「王位継承法の規定に従い、男子および女子によって世襲される」と規定し、王位継承法により、男子優先で年長者に継承されることとなっている。以前の王位継承法は継承権者を男子に限っていたが<sup>(30)</sup>、

先王フレデリック9世（在位1947-1972）に男子がいなかったため、1953年に憲法と王位継承法を改正して、男子優先ながら女子にも王位継承権を認めたものである。これにより、長女であるマルグレーテ王女が第一王位継承権者となった。1972年1月、父王の死去により王位を継承し、マルグレーテ2世女王となった<sup>(31)</sup>。

デンマークもオランダと同様に、「王室」と「王族」とを区別している。デンマーク王室の英文公式ホームページによれば<sup>(32)</sup>、現在の「the Royal House」の成員に含まれるのは、女王、女王の子・孫および女王の妹であるが、この人々は、王位継承法第2条および第3条が規定する王位継承権者に該当する。一方、「the Royal Family」は、より広く「女王の親族」とされ、王室における後継者が絶えたときには王族中の傍系が継承するという、王位継承法第4条の規定を担保するものとなっている。

現在、女王夫妻には、長男のフレデリック皇太子（1968年生）および次男のヨアキム王子（1969年生）がいる。ヨアキム王子は1995年11月に香港出身のアレクサンドラ妃と結婚、フレデリック皇太子は2004年5月にタスマニア出身のメアリ妃と結婚し、ともに大きな話題となった。

デンマークでも、王位継承権を男女平等にという議論がある。2005年4月、メアリ皇太子妃の妊娠が報ぜられると、ハンセン男女平等権大臣は、かりに王女が生まれたあとで王子ができれば、「王女が第1順位を放棄しなければならなくなり、公正ではない」として、法の改正が必要であると語った<sup>(33)</sup>。

<sup>(30)</sup> 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』 有信堂、1968、p.396.

<sup>(31)</sup> マルグレーテ1世は、北欧3王国を支配下に置く1397年のカルマル連合の立役者として、史上名高い「女王」である。しかし、この時代に女子の王位継承が認められていたわけではなく、マルグレーテ1世が1387年に得た称号は、「デンマーク王国全体の、完全な資格をもつ主婦にして主人かつ後見人」というものであった。

<sup>(32)</sup> *The Danish Monarchy* <<http://kongehuset.dk/english/>>

<sup>(33)</sup> "Danish royal couple expects child." *BBC News*, 25 Apr. 2005 <<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4482265.stm>>

## ○関係条文

デンマーク王国憲法<sup>(34)</sup>

**第2条** 統治の形態は、立憲王制とする。王権は、1953年3月27日の王位継承法の規定に従い、男子および女子によって世襲される。

王位継承法<sup>(35)</sup>

**第1条** 王位は、クリスチャン10世王<sup>(36)</sup>とアレクサンドリーヌ王妃の子孫に相続される。

**第2条**

1 王の死去と同時に、王位は、男子が女子に優先し、複数の同性の子の間では年長者が年少者に優先して、王の男子または女子に継承される。

2 王の子ですでに死亡した者がある場合には、当該故人の子孫は、直系相続および前項の規定にしたがい、当該故人に代位する。

**第3条** 王が王位継承の資格を有する子孫を残さなかった場合には、王の死去と同時に、王位は、その兄弟姉妹に男子優先で継承される。王が兄弟もしくは姉妹を有する場合、または王の兄弟もしくは姉妹で死亡した者がある場合には、前条の規定を準用する。

**第4条** 第2条および第3条の規定によっても王位継承の資格を有する者がいない場合には、王位は、クリスチャン10世王とアレクサンドリーヌ王妃の子孫の最近親の傍系に、第2条および第3条の規定にしたがい、直系相続で、男子が女子に優先し、かつ年長者が年少者に優先して継承される。

**第5条**

1 合法的な婚姻から生まれた子のみが王位

継承の資格を有する。

2 王は、国会の同意なくして婚姻することはできない。

3 王位継承の資格を有する者は、国務会議で与えられた王の同意なくして婚姻したときは、当該者自身、当該婚姻から生まれた子およびこれらの子孫は王位継承権を喪失する。

## 9 スウェーデン

王位継承は、スウェーデン憲法のひとつである王位継承法<sup>(37)</sup>に基づいて行われる。これによれば、王位は、カール16世グスタフ王(1973年即位)の直系の子孫に、男女の区別を問わず年長者優先で継承される。また、王位継承者は、純正福音主義の信者でなければならず、結婚に際しては議会の同意を必要とする。

王位継承法は元来、現在の王室の創設者であるベルナドッテ将軍(後のカール14世ヨハン王:在位1818-1844)を迎えるにあたって1810年に制定されたものであり、王位継承権は男子に限られていた。カール16世グスタフ王の長女ヴィクトリア王女が1977年に誕生した後、1979年に王位継承法が改正されたことにより(1980年に施行)、女子の王位継承が認められた。

1979年の王位継承法改正の政府による提案の趣旨は、統治法典が男女に平等の権利を保障しており、王位継承においても男女平等制を導入すべきとのことであった。同法改正案は、憲法委員会で審議され、同委員会は、この改革は、当然かつ自然なものであるとする内容の報告を

<sup>(34)</sup> 次の文献における訳文を用いた。畑博行解説・訳「デンマーク」阿部・畑 前掲書, p.239.

<sup>(35)</sup> 次の文献における公定英文テキストより和訳した。Roxann E. Henry et al.(trans.), *Denmark including Greenland and Faroe Islands: Constitutions of the countries of the world*, Dobbs Ferry, NY: Oceana Publications, Inc., 1985, p.25.

<sup>(36)</sup> 在位1912-1947。

<sup>(37)</sup> スウェーデン憲法は、統治法典、王位継承法、出版の自由に関する法律および表現の自由に関する基本法の4法で構成される。

行った。本会議では、王位継承者の範囲が拡大し君主制の強化に繋がるので反対、王の職務は男子が行うのが適当であり、今後の男子誕生の可能性もあるため男子優先とするべき、女子による継承は他国でも認められており、女性の元首の職務遂行能力に疑問を呈する理由はない等の議論があったが、賛成159、反対18、棄権130で可決された。

カール16世グスタフ王は一男二女をもうけたが、その王位継承順位は、長女のヴィクトリア皇太子が、長男のカール・フィリップ王子(1979年生) および次女のマドレーヌ王女(1982年生)に優先している。

#### ○関係条文

#### 統治法典<sup>(38)</sup>

##### 第1章 憲法の基本原則

#### 第5条

- 1 王位継承法に従ってスウェーデンの王位を有する国王または女王は、元首である。
- 2 この統治法典の規定で国王に関するものは、女王が元首であるときには、女王に準用する。

#### 王位継承法<sup>(39)</sup>

**第1条** スウェーデンの王位継承権は、皇太子 Johann Baptist Julii、後の国王 Karl XIV Johans の血統に属する直系の子孫である国王 Carl XVI Gustaf の男子および女子の子孫に与えられる。年長の兄弟姉妹およびその子孫は、年少の兄弟姉妹およびその子孫に優先する。

**第2条** 国王に関する王位継承法の規定は、女王が国家元首となった場合には、女王に準用する。

#### 第4条

- 1 1809年統治法典第2条の明文の規定に従

い、国王は、不変のアウグスブルグ宗教和議および1593年のウプサラ会議の決議で採択され、解釈された純正福音主義の信仰を告白し、王族の王子および王女は、国内において同じ信仰のもとに養育しなければならない。

- 2 この信仰を奉じない王族の家族は王位継承のすべての権利を剥奪される。

**第5条** 王族の王子および王女は、国王の申請に基づいて政府が同意を与えない限り、婚姻することはできない。王子または王女が、同意なくして婚姻する場合には、王子および王女は、自身、その子およびその子孫は、王位継承権を失う。

**第8条** スウェーデン王族の王子または王女は、選挙、相続または結婚のいずれにしても国王と国会の同意なくして外国の統治者になることはできない。外国の統治者になった場合には、王子または王女またはその子孫は、スウェーデン王位を継承することはできない。

#### 10 ノルウェー

ノルウェーにおいては従来、憲法上、王位は直系男子のみに継承されると定められていたが、王位継承についても男女平等は適用されるべきであるとの議論は長くあった。1990年、保守党議員の提案により、君主制そのものに反対する7名の議員を除く全議員の賛成を得て、憲法が改正され、男女区別なく第一子に王位継承権が与えられることとなった。ただしこの規定はこの改正以降に生まれた者に適用されるので、現在の王であるハラルド5世王(1991年即位)の長女マルタ・ルイーセ王女(1971年生)が姉であっても、長男ホーコン・マグヌス皇太子(1973年生)が王位継承順位第1位であることは

(38) 次の文献における訳文を用いた。平松毅解説・訳「スウェーデン」阿部・畑 前掲書, p.148.

(39) 同上, p.164.

変わらない。

ホーコン・マグヌス皇太子は2001年8月、4歳の男の子をもつシングルマザーと結婚したことで話題を集めた。ふたりの間に生まれた長女イングリッド・アレクサンドラ王女(2004年生)が、皇太子につぐ王位継承権者となっている。

## ○関係条文

### ノルウェー王国憲法<sup>(40)</sup>

#### 第6条

- 1 王位継承順位は直系相続によるものとし、女王もしくは王または自らが王位継承資格を有する者の嫡出の子のみに継承される。また、近親の系統は遠親の系統に優先し、同一の系統内では年長者が年少者に優先する。
- 2 胎児も王位継承の有資格者に含まれるものとし、その出生と同時に、王位継承順位における相応の位置を直ちに取得する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、王位継承権は、直近の王位にあった女王もしくは王またはその姉妹兄弟の直系卑属でない者には享有されず、直近の王位にあった女王または王の姉妹兄弟にも享有されない。
- 4 ノルウェーの王位継承資格を有する王女または王子が出生したときは、その名および出生日時は、その後に開かれる最初の議会に報告されるとともに、その議事録に記載される。
- 5 前項までの規定にかかわらず、1971年より前に出生した者については、1905年11月18日に承認された憲法第6条の規定<sup>(41)</sup>が

適用される。1990年より前に出生した者については、王位継承順位において男子が女子に優先する。

**第7条** 王位継承資格を有する王女または王子がいなく、王は後継者を議会に対して推挙し、議会は、王の推挙に同意しないときには、選定を行う権利を有する。

## 11 タイ

王位継承は、仏歴2540年(西暦1997年)憲法第22条の規定に基づき、仏歴2467年(西暦1924年)王位継承法に従って行われる。王位継承法第5条によれば、王は、王室のいかなる成員をも王位継承者として指名する絶対的権限を有する。王位継承法には、国王が王位継承者を指名せずに死亡した場合の王位継承の順位が詳細に定められているが、同時に王位継承者たる者の人格的要件なども定められており、必ずしも順位1位の者が継承者となるとは限らないとされる<sup>(42)</sup>。

憲法第23条には王位継承の二つのケースが規定されている。第一は、国王により王位継承者として指名された者が継承するケースであり、第二は、王位が空席になり、国王による王位継承者の指名がなかった場合に、内閣の提案により議会が承認した者が継承するケースである。

女子の王位継承については、王位継承法第13条により、「王族中の女子に適正に王位が継承され、その者にタイ王国の唯一絶対の君主としての資格が与えられる時期は未だ到来していない」として、これを禁止していたが、1974年憲

(40) 次の文献における英文テキストより和訳した。Inter-University Associates, Inc. (trans.), *Kingdom of Norway: Constitutions of the countries of the world*, Dobbs Ferry, NY: Oceana Publications, Inc., 1999, p.1-2.

(41) 「1905年11月18日に承認された憲法第6条の規定」とは、「王位は、直系かつ男系の嫡出の男子のみに継承され、近親の系統は、遠親の系統に優先し、同系統内では、年長者が年少者に優先する」というものであった。

(42) 赤木攻『タイ政治ガイドブック』 Bangkok: Meechai and Ars Legal Consultants Co., Ltd., 1994, p.167.

法で初めて、男子がいない場合に限って女子の王位継承を認めるようになった<sup>(43)</sup>。現行憲法は第23条によって女子による王位継承を認めており、男女の優先順位についてはとくに触れていない。

現国王のラーマ9世・プミポン・アドンヤデード王(1946年即位)には、ウボンラット王女(1951年生)、ワチラロンコン皇太子(1952年生)、シリントン王女(1955年生)、チュラポーン王女(1957年生)の1男3女がある。ウボンラット王女は、米国人と結婚して1972年に王室を離れた。現在、王位継承権は、ワチラロンコン皇太子とシリントン王女が持っている<sup>(44)</sup>とされている。

#### ○関係条文

#### タイ王国憲法<sup>(45)</sup>

**第22条** 第23条の規定に基づく王位の継承は、  
仏歴2467年(西暦1924年)王位継承法に従うものとする。仏歴2467年王位継承法の改正は国王の専権とする。国王が何らかの意見を示した場合、枢密院は王位継承法の改正案を起草し、国王に裁可を求めるため上奏する。国王が裁可し署名した場合、枢密院議長は国会議長に通知し、国会議長はこれを国会に通知する。国会議長が勅書に副署し、官報に告示された時より法的効力を生じる。

#### 第23条

1 王位が空席となり、かつ国王が仏歴2467年王位継承法に基づき王位継承者を任命している場合、内閣は国会議長に通知し、国

会議長は国会の了承を得るための会議を開く。国会議長は王位継承者に新国王としての即位を要請し、国会議長は国民に知らせるためにこれを告示する。

2 王位が空席となり、かつ国王が前項に基づく王位継承者を任命していなかった場合、枢密院は第22条に従い王位継承者の氏名を内閣に提案し、内閣は国会の承認を求めるために国会に提案する。その際、王女の氏名を提案することもできる。国会が承認した場合、国会議長は王位継承者に新国王として即位を要請し、国会議長は国民に知らせるために告示する。

3 下院の任期が満了しているか下院が解散されている場合、第1項の了承又は第2項の承認にあたり、上院が国会としての職務を遂行する。

#### 12 カンボジア

1970年のクーデタ以来、長く内戦の続いたカンボジアであったが、和平回復後の1993年に君主制に復帰し、新憲法を制定した。

1993年憲法の規定によれば、国王は終身の元首である。その死去後7日以内に、首相、上下両院議長、仏教指導者ら9名からなる王位継承評議会が新国王を指名する。国王は、アンドゥオン、ノロドム、シソワット3王家の30歳以上の男子から選ばれる。2004年10月、ノロドム・シアヌーク王が退位を表明、国王の次男のラナリット下院議長などが有力視されたが、結局、

(43) 仏歴2517年(西暦1974年)憲法第25条は、「皇位の継承は、仏歴2467年〔西暦1924年〕の王位継承に関する王室典範に従い、国民議会の承認により、これを行うものとする。皇子がいないときには、国民議会は、皇女による継承を承認することができる」と規定していた。浦野起央ほか編著『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第6巻 憲法資料アジアI』パピルス出版、1980、p.538。

(44) 時事通信社編『世界王室マップ』時事通信社、1997、pp.37-39 および「新世界事情 21世紀の王室 敬愛と興味と畏怖」『東京新聞』2001.6.23、夕刊。

(45) 次の文献における訳文を用いた。東條喜代子解説・訳「タイ王国」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』明石書店、2004、p.999。

国王が寵愛するモニク王妃との子である七男のシハモニ殿下が王位を継承した。

憲法上、国王は終身の元首であると規定されているにもかかわらず、シアヌーク前国王は、これまで何度も退位を宣言しては撤回していた。今回は退位を可能にする新法が速やかに制定され<sup>(46)</sup>、退位表明から1週間後にはシハモニ殿下の王位継承が決まった。

## ○関係条文

### カンボジア王国憲法<sup>(47)</sup>

#### 第7条

- 1 (略)
- 2 国王は、終生、国家元首である。
- 3 (略)

#### 第10条

- 1 カンボジアの君主制は、選任制度に基づく。
- 2 国王は、王位の継承者を指名する権限を有しない。

#### 第13条

- 1 カンボジア王国の新しい国王は、遅くとも7日以内に王国王位継承評議会が選任する。
- 2 王国王位継承評議会は、次に掲げる9名により構成する。
  - (a) 上院議長
  - (b) 国民議会議長
  - (c) 首相
  - (d) モハニカイ派及びトアンマユット派の大管長
  - (e) 上院の第一副議長及び第二副議長
  - (f) 国民議会の第一副議長及び第二副議長
- 3 王国王位継承評議会の組織及び権限は、法律で定める。

#### 第14条

- 1 カンボジア王国の国王は、30歳以上で、且つアンドゥオン王、ノロドム王又はシソワット王のいずれか直系の子孫である王族から選任する。

- 2 国王となる者は、王位を継承するにあたり附属文書4に定める宣誓を行う。

**第15条** 国王の配偶者は、カンボジア王国王妃の称号を持つ。

#### 第16条

- 1 カンボジア王国王妃は、政治に参画する権限、国家元首又は政府首脳としての権限若しくは行政的、政治的役割を果たす権限を一切有しない。

- 2 カンボジア王国王妃は、社会的、人道的及び宗教的利益に奉仕する活動を行い、国王の儀典及び外交に関して、国王を補佐する。

#### 13 ネパール

現在の王室シャハ王朝はグルカ王朝とも呼ばれ、1769年以来の伝統を有する。1846年から貴族のラナ家が実権を篡奪したが1951年に王政復古。2001年6月、ビレンドラ王(在位1972-2001)一家が殺害されるという惨劇が起きた。王の長男ディペンドラ皇太子が銃を乱射し自殺したとされているが、真相は不透明のままで、国民の間に強い不信感が残された。現在の王は、ビレンドラ王の弟のギャネンドラ王。王位継承方法についての詳細は不明だが、ディペンドラ皇太子の結婚相手にビレンドラ国王が異を唱え、皇太子の地位を次男に与えるとしたため、皇太子が激怒して上記の犯行に及んだとされる。このことから、王位は原則的には国王の長男に継承されるが、王の意思で他の子息に与えることが可能であるものと考えられる。

(46) 「シアヌーク国王退位へ」『東京新聞』2004.10.13.

(47) 次の文献における訳文を用いた。四本健二解説・訳「カンボジア王国」萩野ほか 前掲書, pp.128-129.



○関係条文

ネパール王国憲法<sup>(48)</sup>

第27条 (陛下)

- 1 この憲法において、「陛下」という語は、プリチビ・ナラヤン・シャハ大王の子孫でありかつアール文化とヒンズー教の信奉者である現に君臨する国王陛下を意味する。
- 2 (以下略)

第28条 (王位継承規定)

- 1 この憲法のいかなる規定も、陛下の子孫の王位継承順位に関する慣習、慣行および伝統を害しえない。
- 2 陛下は、その子孫の王位継承に関する法律を制定し、修正し、また廃止する排他的権限を有する。

14 ブータン

ブータンでは、1907年の現王朝創立以来、男王が続いている。現在の王は、第4代ジグメ・シンゲ・ワンチュク王で、1972年7月即位。ジグメ王は4人姉妹と結婚し、5王子5王女をもうけ、第二子である長男が皇太子となっている。

ブータンは成文憲法を有せず、国会法を除いては、王室・行政府を含む統治機構に関する組織法も持たない。王位継承方法についても、これを規定する成文法がなく、これまでは不明とされてきた。しかし、2001年より成文憲法制定作業が行われており、ジグメ王は2005年3月、その草案を発表した。草案は王位継承方法についても規定しており、それによれば、王位は、王の子孫に、年長者優先で、男子優先ながら女

子にも継承されうることになっている。

憲法案は、年末に国民投票に付された後、議会で採決されることになる<sup>(49)</sup>。

○関係条文

ブータン王国憲法 (草案)<sup>(50)</sup>

第2条 君主制度

第3節 ブータン王位は、(中略)……1907年12月17日に即位したウゲン・ワンチュク王陛下の嫡出の子孫に、以下のとおり付与される。

- (a) 王位は、合法的な婚姻のもとに生まれた子にのみ継承される。
- (b) 王位は、王の退位または死去と同時に、世襲により直系の子孫に、年長者の順で、王子が王女に優先して継承される。ただし、年長の王子に障害のあるときは、もっとも能力のある王子または王女を、王位相続人として選び、かつ宣言することは、王の神聖な義務である。
- (c) 王位は、前項の規定による相続人がいないときは、王の死去のときに王妃の胎内にある子に継承される。
- (d) 王位は、王に直系の子孫がないときは、王の傍系の子孫に、世襲相続の原則に従い、年長者が年少者に優先して継承される。
- (e) 王位は、肉体的または精神的に虚弱なため王の大権を遂行する能力のない子に継承されてはならない。
- (f) 王位は、王位継承の有資格者であっても、ブータン市民以外の者と婚姻した者に継承されてはならない。

(48) 次の文献における訳文を用いた。谷川昌幸解説・訳「ネパール王国」萩野ほか 前掲書, p.533.

(49) "Draft Constitution to be distributed to all Bhutanese." *Kuensel Online*, Mar. 23 2005 <<http://www.kuenselonline.com/article.php?sid=5207>>.

(50) 憲法起草委員会公式ホームページ掲載の英文テキスト (*The constitution of the Kingdom of Bhutan* <<http://www.constitution.bt/index.htm>>) より和訳した。

## 15 サウジアラビア

サウジアラビアでは、王位継承権は、建国者であるサウード家のアブドル・アジズ王（「イブン・サウード」：在位1932-1953）の男子の子孫にある。アブドル・アジズ王は、部族社会統合の手段のひとつとして、多くの部族との政略結婚を行い、その結果、驚くべき数の子孫を残した。王家の直系王子だけでも数百人存在するといわれる。

アブドル・アジズ王の死後は、その王子たちが年長者の順に王位を継承してきた。各々異腹の兄弟であり、各々の母親は代表的な有力部族の出身である。兄弟相続となったのは、サウード家安泰のためには有力部族との血盟関係の維持が必要なのであって、長子相続は特定の母系部族を有力化し、他の部族の不満と妬みを招く恐れがあるからである。したがって、初代国王の死後50年以上を経た現在でも、第二世代間で王位継承が続けられているのである。しかし、スケールの大きな王家の中で確執や対立が生ずることは避けられず、兄弟間の王位順送りがいつまで順調に続くものかは不明である。父も母も異なる第三世代に王位が移行するときには、サウジアラビア王制の安定度は厳しい試練に立たされる可能性がある（51）と指摘されている（51）。

2005年8月、アブドル・アジズ王の第8王子である第5代ファハド王（1982年即位）が死去し、異母弟のアブドラ皇太子が即位、皇太子にはファハド王の実弟であるスルタン国防相が大方の予想どおりに就任した。しかし新王は既に80歳を超え、新皇太子も70歳代後半といわれ、第二世代の高齢化は確実に進んでいる。

## ○関係条文

国家基本法<sup>(52)</sup>

## 第5条

- (a) サウジアラビア王国における統治制度は、君主制である。
- (b) 統治権は、建国者たるアブドル・アジズ・ビン・アブドル・ラハマン・アル・ファイサル・アル・サウード王の男子およびその子孫に継承される。それらのなかで最も正当な者が、聖なるコーランの原理および尊き預言者の伝統にしたがい、即位するものとする。
- (c) 王は、皇太子を選び、勅令によりその職務を解く。
- (d) 皇太子は、皇太子としての職務および王により委託された任務に専念する。
- (e) 王が死去したときは、皇太子が、即位のときまでその権限を引き継ぐ。

## 16 ヨルダン

ヨルダンでは、基本的に王の長男に継承権があり、王家に男子がない場合には、議会がヨルダン国民のなかから皇太子を選び出すことができるとされている。ただし本人はもちろん両親もイスラム教徒でなければならない。

1999年2月に死去したフセイン王（在位1953-1999）は生前、弟のハッサン王子を皇太子に指名し、自身の後継者として公言してきた。しかし王の死期の近いことを知ったハッサン皇太子がパレスチナ組織指導者と会談するなど、王の死を前提にした行動をとったことに王が激怒し、突然ハッサン皇太子を解任するとともに、長男のアブドラ王子を皇太子として指名した。その直後にフセイン王は死去し、アブドラ皇太子が

51) 小山茂樹『サウジアラビア：岐路に立つイスラームの盟主』中央公論社，1994，pp.209-220.

52) 1992年3月1日の勅令により制定。International Constitutional Law による英文テキスト <[http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/sa00000\\_.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/sa00000_.html)> より和訳した。

即位した。

アブドラ王が即位した際、兄弟のなかから異母弟のハムザ王子が皇太子に選ばれたが、アブドラ王は2004年11月、ハムザ皇太子から「皇太子」の称号を剥奪する旨の手紙を送ったと報じられた。後継の皇太子については「真剣に検討を続ける」として発表されず、王の長男で10歳になるフセイン王子が成長するまでしばらく空位になるとの観測がなされた<sup>(53)</sup>。

## ○関係条文

### ヨルダン・ハーシム王国憲法<sup>(54)</sup>

**第28条** ヨルダン・ハーシム王国の王位はアブドゥッラー・イブン・アルフセイン国王の王朝の男子直系世襲で、以下の規定に基づく。

- (a) 国王の称号は、王位保持者からその長男に、そしてその長男の長男にというように、その後も同様の過程で引き継がれるものとする。もし長男が王位を継ぐ前に死去した場合には、その長男に兄弟がいても、長男の長男が王位を継承することとする。しかしながら、国王はその兄弟の一人を法定相続人に選ぶことができる。その場合には、国王の称号は王位保持者からその兄弟に引き継がれることとする。
- (b) 王位の有資格者に男子後継者がいないまま死去した場合、王位はその国王に一番年齢の近い兄弟に継承されるものとする。王位の有資格者に兄弟がいない場合、王位は一番年上の兄弟の長男に継承されるものとする。

る。もし一番年上の兄弟に男児がいない場合は、王位は年齢順でその次に年上の兄弟の長男に継承されるものとする。

- (c) 兄弟も甥もいない場合、叔父とその子孫に上記(b)で規定された順に従って王位が継承される。
- (d) 上記のいかなる形でも後継者がいないまま最後の国王が死去した場合は、王位は国民議会がアラブ蜂起の指導者である故フセイン・イブン・アリー国王の子孫の中から選んだ人物に委譲されるものとする。
- (e) ムスリムでない者、精神的に健全でない者、ムスリムの両親で合法的な妻から生まれていない者は何人も、王位に就くことはできない。
- (f) 不適切を理由に勅令で継承者から除外された者は誰も王位に就くことはできない。そのような除外には、自動的にそのような人物の子孫は含まれないものとする。除外の勅令は首相と少なくとも2人は内相と法相を含む4名の閣僚の副署をもらうものとする。
- (g) (以下略)

### (参考文献)

- ・浜林正夫ほか編『世界の君主制』大月書店、1990.
- ・田口省吾『ヨーロッパの王室』世界の動き社、1993.
- ・時事通信社編『世界王室マップ』時事通信社、1997.

(やまだ くにお 政治議会課憲法室)

<sup>(53)</sup> 「皇太子」の称号はく奪 ヨルダン国王、異母弟に手紙」『日本経済新聞』2004.11.29.

<sup>(54)</sup> 次の文献における訳文を用いた。北澤義之(解説・訳)「ヨルダン・ハーシム憲法」『中東基礎資料調査：主要中東諸国の憲法 下』(外務省委託研究報告書 平成12年度)日本国際問題研究所、2001、p.271.